令和3年

第2回美浜町議会臨時会会議録

令和3年4月21日 開会 令和3年4月21日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和3年第2回美浜町議会臨時会会議録目次

4月21日(水曜日)第1号

議事日	程			1
会議に付した	事件			1
会議に出席し	た議員			1
説明のため出	席した者の職	、氏名 …		1
職務のため出	席した者の職	、氏名 …		1
開会及び会議	の宣告			2
会議録署名議	員の指名			3
会 期 の	決 定			3
承認第1号か	・ら議案第28号	まで6件一括提案	説明	3
承認第1号	(質疑・討論	・採決)		6
承認第2号	(質疑・討論	・採決)		7
承認第3号	(質疑・討論	・採決)		7
議案第26号	(質疑・討論	・採決)		8
議案第27号	(質疑・討論	・採決)		8
議案第28号	(質疑・討論	・採決)		9
議案第29号	(提案説明・	質疑・討論・採決	r) 1	.(
則 △				

令和3年4月21日(水曜日)

第2回美浜町議会臨時会会議録(第1号)

令和3年4月21日(水曜日) 午前9時00分 開議

◎ 議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 専決処分事項の報告承認について

承認第2号 専決処分事項の報告承認について

承認第3号 専決処分事項の報告承認について

議案第26号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第27号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第28号 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第1号)

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

追加日程第1 議案第29号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部 を改正する条例の一部を改正する条例について

◎ 本日の出席議員(14名)

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代	子 君
3番	森川元晴 君	4番	石 田 秀	夫 君
5番	杉浦 剛君	6番	廣 澤	毅 君
7番	大寄暁美君	8番	中須賀	敬君
9番	横田貴次君	10番	荒 井 勝	彦 君
11番	大岩 靖君	12番	横田全	博 君
13番	野田増男君	14番	丸 田 博	雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名 (23名)

町 長	齋藤宏一君	副 町 長 八谷充則	君
教 育 長	山 本 敬 君	総務部長杉本康寿	君
厚 生 部 長	高橋ふじ美君	産業建設部長 宮原佳伸	君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総務課長大松知彰	君
秘書課長	中村裕之君	企 画 課 長 戸田典博	君
防 災 課 長	冨 谷 佳 成 君	税 務 課 長 小島 康 資	君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長 三枝美代子	君
健康・子育て課長	下 村 充 功 君	環 境 課 長 冨谷佳宏	君
産業課長	三 枝 利 博 君	建設課長茶谷昇司	君
都市整備課長	平野和紀君	水道課長宮﨑典人	君
会計管理者	久 綱 勇 君	学校教育課長 近藤淳広	君
生涯学習課長	山 本 圭 介 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名(2名)

議会事務局長 谷川雅啓君 主幹兼議会係長 森 秀雄君

[午前9時00分 開会]

〇議長(大岩 靖君)

おはようございます。

令和3年第2回美浜町議会臨時会開催に当たり、皆さんの御出席をいただきありがとうございました。

先だって19日に、新型コロナワクチン接種のシミュレーションが当美浜町総合公園体育館で行われました。議員の皆様方にも数多く御出席していただきましてありがとございました。今回のシミュレーションは、最終的なものだと判断しております。それぞれ議員の皆様方にも一般の町民になり替わっていただいて、動線も確認していただきました。まだまだこのコロナの終息の目途はついておりませんが、町民の方々もこのワクチンの接種に向けては接種の開始に伴い、いろいろな混乱も招きました。ただこのワクチン接種は、一般の町民の方々もやはり気になるようで、この美浜町に限らず近隣の市町も、最初の受付の方はかなり苦労されたようであります。何分ワクチンの数がなかなかはっきり入ってこないのが状況でございますので、その点は考慮していただきたいと思っております。また、ワクチン接種におきましては、皆様方、最終の今回のシミュレーションではないですが、まだ気が付いたことありましたら、また執行部等の方に連絡していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。

あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。

咳エチケットや、マスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

〔 町長 齋藤宏一君 登壇 〕

〇町長 (齋藤宏一君)

皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第2回美浜町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多忙の中、御出席くださいまして誠にありがとうございます。

また、コロナも先行き全く不透明な中で、何とか本町も少しでもウイルスに負けないような体制を職員ともども全力で取り組んで参りますのでよろしくお願いいたします。

また、議員の皆様方におかれましては、慎重審議のうえ、本日の全議案をお認めくださいますようお願い申し上げまして開会の御挨拶とさせていただきます。

[降壇]

〇議長(大岩 靖君)

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回美浜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりであります。

日程に入る前に諸般の報告をします。

本臨時会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表を御手元に配付しましたから御確認願います。以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(大岩 靖君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番 廣澤毅議員、9番 横田貴次議員を指名します。

日程第2 会期の決定

〇議長(大岩 靖君)

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の報告承認についてから

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

議案第28号 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第1号)まで6件一括提案説明

〇議長(大岩 靖君)

日程第3、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてから議案第28号 令和3年度美浜町一般会計補正予算 (第1号) まで、以上6件を一括議題とします。

以上6件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

〇町長 (齋藤宏一君)

本日御提案申し上げますのは、承認第1号、専決処分事項の報告承認についてを始めとして、6件でございます。 早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計 補正予算(専決第1号)でございます。

第 1 条において、歳入歳出それぞれ 316 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 3 億 4,120 万 6,000 円とするものでございます。

次に、議案第 26 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第 27 号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県の 福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第 28 号 令和 3 年度美浜町一般会計補正予算 (第 1 号) についてでございますが、第 1 条において歳 入歳出それぞれ 1 億 1,293 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 78 億 4,993 万 2,000 円とするものでございま す。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、承認第1号から議案第28号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明致しますので、慎重にご 審議頂き、お認めくださるよう御願い申し上げます。

[降 壇]

〇総務部長(杉本康寿君)

それでは、承認第1号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例で ございます。

資料1の美浜町税条例の一部を改正する条例条文別改正内容及び美浜町税条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、法律改正に伴い、第35条の3の2第4項及び第35条の3の3第4項では、個人住民 税の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するのでございます。

第49条の8第1項では、退職所得申告書の定義の整備を行い、第49条の9第3項及び第4項では、退職所得申告書を電子提出ができる改正でございます。

第74条の4では、3輪以上の軽自動車、環境性能割の税率の読替規定の追加でございます。

附則第10条の2では、条項ズレの整理を。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条及び附則第13条では、対象年度の延長を。

附則第14条では、固定資産税の免税点の適用に関する特例についての改正を。

附則第15条では、対象年度を延長するものでございます。

附則第15条の2では、軽自動車、環境性能割の臨時的軽減期限を9ヵ月延長するもので。

附則第15条の2の2では、軽自動車、環境性能割の賦課徴収の特例において、読替規定の追加を。

附則第 16 条では、軽自動車税、種別割の税率の特例では、グリーン化特例のうち 50%軽減及び 25%軽減の対象を 営業用乗用車に限定した上で、特例期限の 2 年間延長及び条項ズレの整備を。

附則第16条の2では、軽自動車税、種別割の賦課徴収の特例では、条項ズレの整備でございます。

附則第 25 条では、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例では、住宅借入金等特別税額控除の拡充及び延長の規定の整備でございます。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

資料2の美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例条文別改正内容及び美浜町都市計画税条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、法律改正に伴い、附則第2項から第5項では、法附則の項ズレの整理を。

附則第7項から第12項では、都市計画税の各特例の対象年度の改正を。

附則第16項では、課税標準の特例の引用項目を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

承認第1号及び承認第2号の説明は、以上でございます。

〇住民課長 (薮井幹久君)

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計 補正予算(専決第1号)でございます。

初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の14、15ページを御覧ください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合納付金に おいて、歳入で説明いたします後期高齢者保険料が見込みより増額したことにより、保険料を財源として広域連合に 納付する保険料等負担金に不足が生じましたので、増額計上いたしました。

次に、歳入予算でございますが、補正予算書の12、13ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料では、被保険者の増及び保険料率の改定により見込みより 保険料が増額したため、歳出で計上しました後期高齢者医療広域連合納付金と同額を増額計上いたしました。

承認第3号の説明は、以上でございます。

〇厚生部長(高橋ふじ美君)

次に、議案第 26 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料 3 、美浜町国 民健康保険条例新旧対照表をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定を引用し定義 しておりましたが、法改正によりこの条文が削除されましたので、改めて定義するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、この条例による改正後の美浜町国民健康保険条例附則第2条の規定は、令和3年2月13日から適用するものでございます。

次に、議案第 27 号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、福祉医療費の支給は、愛知県と本町で合わせて行っており、愛知県が定めている福祉医療費支給事業事務取扱要領が一部改正されましたので、本条例を改正するものでございます。

資料4、美浜町母子家庭等医療費支給条例新旧対照表を御覧ください。

改正前の条文「児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例」を、改正後は「政令第3条第1項並び に第4条第1項及び第2項の規定の例」と改め、内容に変更はありませんが、所得の範囲及び計算方法について、規 定を明確にするものでございます。

なお、施行日につきましては、 公布の日から施行し、この条例による改正後の美浜町母子家庭等医療費支給条例 の規定は、令和3年3月1日から適用するものでございます。

議案第26号及び議案第27号の説明は、以上でございます。

〇総務課長 (大松知彰君)

次に、議案第28号、令和3年度美浜町一般会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

始めに、歳出から説明しますので、補正予算書14、15ページを御覧ください。

2 款総務費、1項総務管理費、6 目財産管理費の庁舎管理事業においては、庁舎内の空調機器の設置工事費を、7 目企画費の企画事業においては、サテライトオフィス等に対応するための企業誘致事業委託料を、8 目電子計算費では事務用タブレット端末購入費やその端末のネットワーク構築委託料を計上いたしました。

3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務では、郵便局での住民票等発行のためのファクシミリの購入費を、 4項選挙費の衆議院議員総選挙費では、選挙用備品購入にかかる財源更正を計上いたしました。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費では、医療機関等への新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の報償金を計上いたしました。

16、17ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費の地産地消応援事業では、本町の第1次産業を応援するため、産 地直売所で利用できる買い物券を小中学生に配布するための経費を計上いたしました。

3項水産業費、2目水産業振興費の水産業振興事業では、漁業協同組合に対し水産資源保護のための設備投資や車両購入のための補助金を計上いたしました。

8 款土木費、2 項道路橋梁費の道路橋梁総務事務では、道路台帳図をデジタル化するための委託料を計上いたしま した。

18、19ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費では、避難所で使用する災害対策用備品購入費を計上いたしました。

10 款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校施設整備事業においては、上野間小学校及び河和小学校の空調機器の改修工事費を計上いたしました。

同項2目教育振興費においては、小学生に職場体験などを行うキャリアスクールプロジェクトの講師謝礼や委託料を計上いたしました。

また、4項社会教育費、4目図書館費では、図書館の空調機器改修工事費及び図書館図書除菌のための備品購入費を計上致しました。

20、21ページをご覧ください。

10 款教育費、5項保健体育費、3目学校給食センター運営費においては、学校給食用の箸を洗浄するための備品購入費を計上いたしました。

なお、歳出予算のうち、水産業振興事業及び教育振興事業を除き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行われる事業でございます。

続いて、歳入について説明いたします。

12、13ページをご覧ください。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上いたしました。

16 款県支出金、2項県補助金、4 目農林水産業費県補助金においては、水産業振興事業のための漁村活性化総合対 策事業補助金を、3項委託金、5 目教育費委託金においては、小学生の職場体験等のためのキャリアスクールプロジェクト委託金を計上いたしました。

19 款繰入金、2項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金においては、今予算の財源不足分の財政調整基金繰入金を計上致しました。

議案第28号の説明は、以上でございます。

〇議長(大岩 靖君)

承認報告第1号から議案第28号までの説明が終わりました。

ここで、暫時休憩とします。再開時間は追って放送でお知らせします。

[午前 9時22分 休憩]

[午前10時10分 再開]

〇議長(大岩 靖君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより順次、議事を進めてまいります。

最初に、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

[「意義なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。 これより承認第1号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。 本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

〇議長(大岩 靖君)

挙手全員であります。よって本案は承認することに決定しました。 承認第2号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。 お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

[「意義なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。 これより承認第2号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。 本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

〇議長(大岩 靖君)

挙手全員であります。よって本案は承認することに決定しました。 承認第3号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。 お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(大岩 靖君)

御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。 これより承認第3号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。 本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

〇議長(大岩 靖君)

挙手全員であります。よって本案は承認することに決定しました。

議案第26号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (大岩 靖君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

〇議長(大岩 靖君)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第27号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(大岩 靖君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第27号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

〇議長(大岩 靖君)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、案第28号 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第28号 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

〇議長(大岩 靖君)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。再開時間は追って放送でお知らせします。

[午前10時15分休憩]

[午前 10 時 40 分 再開]

〇議長(大岩 靖君)

会議を再開します。

お諮りします。町長から、議案第29号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

これを目程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」のとき]

御異議なしと認めます。よって、議案第29号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議 題にすることに決定しました。

追加日程第1 議案第29号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の 一部を改正する条例の一部を改正する条例について

〇議長(大岩 靖君)

追加日程第1、議案第29号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を 改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、説明願います。

〔 町長 齋藤宏一君 登壇 〕

〇町長 (齋藤宏一君)

本日、追加上程いたしますのは、議案第29号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

早速、提案理由をご説明いたします。

議案第29号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございますが、経過措置を明文化し、施行日までの円滑な運用を図るため改正をお願いするものでございます。私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第29号の詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくだ さるようお願い申し上げます。

[降壇]

〇厚生部長(高橋ふじ美君)

次に、議案第29号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例についてでございますが、この条例については、令和3年3月定例会において改正を行ったところでございます。

施行日までの円滑な運用を図るため、今回、経過措置の規定をお願いするものでございます。

それでは、資料5新旧対照表をご覧ください。

附則の第2項において、新たに経過措置を規定し、施行日までに事業着手している場合は、従前の例により当該事業を行うことができることとし、一方、施行日までに事業着手できない場合は、改正後条例を適用し、改良土等の使用を禁止するものでございます。

また、従前の例により実施している事業において、変更の許可申請をした場合は、改正後条例の適用となり改良土等を禁止するものでございます。改正内容は、以上でございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からでございます。以上、議案第29号の説明を終わります。

〇議長(大岩 靖君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開時間は、おって放送でお知らせします。

[午前 10 時 45 分 休憩]

〇議長 (大岩 靖君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「意義なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(大岩 靖君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正 する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

〇議長(大岩 靖君)

挙手全員であります。よって議案第29条は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

〇町長 (齋藤宏一君)

令和3年第2回美浜町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

今臨時会に上程いたしました承認第1号をはじめとする全議案いずれにつきましても、慎重審議のうえ、御承認い ただけたことにお礼を申し上げます。

さて、美浜町も新型コロナウイルス感染者のワクチン接種が来月から始まりますが、感染者の増加により、未だ終息の見通しが立たず、厳しい状況が続きますが、議員の皆様におかれましても、お体に充分御自愛いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶と致します。本当にありがとうございました。

[降 壇]

○議長 (大岩 靖君)

ありがとうございました。

これにて、令和3年第2回美浜町議会臨時会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

[午前11時10分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年4月21日

美浜町議会

議 長 大 岩 靖

議員廣澤毅

議員横田貴次